

(メール送付)
事務連絡
令和5年4月6日

指定障害福祉サービス事業所等
設置法人代表者 様
(就労移行支援、就労継続支援A・B型、就労定着支援)

愛媛県保健福祉部
生きがい推進局障がい福祉課長

令和5年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬に係る実績の取扱いについて

平素より、障がい保健福祉施策の推進に格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
令和5年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬算定に係る実績の算出にあたっては、令和5年3月28日付け愛媛県事務連絡により方針をお知らせしていたところですが、厚生労働省より別添のとおり通知があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことも可能である旨の特例が示されましたのでお知らせします。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いない就労系障害福祉サービス事業所については、報酬算定に当たって、新型コロナウイルス感染症の影響の有無及び影響を受けた理由などを記載する別添届出書を作成の上、指定権者（各地方局）に提出することとしており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと指定権者が認めた場合に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことが可能となりますので御留意ください。

また、届出書とともに新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことが確認できる書類（新型コロナウイルス感染症により売上や営業日が少なくなったこと、取引相手が新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより仕入れ先を変更したこと、新型コロナウイルス感染症の影響により障害者の求人募集や実習の受け入れ先が少なくなったこと、新型コロナウイルス感染症の影響による離職が生じたことなど、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた前後の状況の相違が分かるもの等）を提出していただく必要がありますので、手続きに遺漏のないようお願いします。

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課
障がい支援係 福留
TEL 089-912-2424 FAX 089-931-8187
※体制届については各地方局地域福祉課へお問合せください。